

第1回青森県最低賃金専門部会議事録

1 日時 令和2年7月22日(水) 15時00分～15時50分

2 場所 青森第二合同庁舎1階 共用会議室

3 出席者

【委員】公益委員 石岡委員、佐藤委員、森委員

労働者委員 赤間委員、秋田谷委員、野坂委員

使用者委員 小笠原委員、田中委員、三上委員

【事務局】 細田労働基準部長、吉田賃金室長、成田賃金係長、長尾厚生労働事務官

4 開 会

賃金係長 それでは、定刻となりましたので、ただ今より第1回青森地方最低賃金審議会青森県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の出欠状況ですが、森委員が遅れて来られるということですので、ご報告いたします。

また、本日の専門部会は公開となっていることから、傍聴人の募集公示を行いましたところ、3名の方から傍聴の申し込みがなされ、本日傍聴されていることをご報告いたします。

なお、本日は第1回目の専門部会ですので、「部会長」と「部会長代理」を選出することになります。選出されるまでの進行を、事務局が務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

賃金室長 皆様、賃金室の吉田でございます。よろしくお願いいたします。

部会長、部会長代理が選出されるまでの間、進行を務めさせていただきます。

まず、皆様を、7月17日付けをもちまして専門部会の委員に任命をさせていただきます。

「辞令」につきましては、誠に失礼ながら、皆様の席に置かせていただきましたので、交付に代えさせていただきます。

委員の名簿につきましては、資料の1ページでございますので、ご確認いただきたいと思います。

また、資料の2ページには青森県労働組合総連合から提出がありました「意見陳述書」の写しが添付されております。

本日の専門部会は、第1回の会議ですので、主として「部会長及び部会長代理の選任」、それと、諮問に伴う関係労使の意見聴取の公示をしたところ、意見書の提出及び意見陳述の申し出がございましたので、その「意見聴取」をすること、この2点のために開催をするものでございます。

それでは、開会に当たりまして、労働局の細田労働基準部長からご挨拶を申し上げます。

5 基準部長挨拶

基準部長 労働基準部長の細田でございます。

本日はご多忙の中、ご参集を賜り、ありがとうございます。

また、皆様方におかれましては、日頃より労働基準行政の推進に、格別の御理解と御協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

本日は、7月3日に改正諮問しました青森県最低賃金について、実質的な金額審議を行う青森県最低賃金専門部会を立ち上げさせていただくことにしております。

また、諮問に伴い関係労使の意見聴取について公示しましたところ、青森県労働組合総連合から意見陳述書の提出がありましたので、意見聴取を行うこととしております。

さて、中央最低賃金審議会におきましては、「昨年閣議決定した『より早期に全国加重平均1,000円を目指す』との政府方針を堅持する」とした上で、「新型コロナウイルス感染症による雇用・経済への影響は厳しい状況にあることから、今は、官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題である」という政府方針、また、総理から厚生労働大臣に対しての、「中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮して、検討を進める」旨の指示を踏まえまして、現在も審議が行われているところでございます。

今年の青森地方最低賃金審議会におきましては、今後の中央最低賃金審議会における最終決定の状況、また現在、賃金室で集計作業を行っております県内労働者の賃金分布状況の実態調査結果がまとまり次第、その資料として提供する予定としておりますので、それらを踏まえ、参考にしていただきながら、青森県の雇用経済情勢等を勘案した適正な最低賃金について調査・審議いただきますようお願いいたします。

専門部会委員の皆様方には、暑い中の審議で大変ご苦勞をお掛けすることとなりますが、どうぞよろしくようお願い申し上げます。

6 青森県最低賃金専門部会長及び部会長代理の選出について

賃金室長 続きまして、専門部会の「部会長」と「部会長代理」の選出に入らせていただきます。

「最低賃金法第25条第4項」の規定によりまして、本審議会と同様に「部会長」及び「部会長代理」は公益委員の中から選出することとされております。

事務局といたしましては、石岡委員に部会長を、佐藤委員に部会長代理をお願いしたいと考えておりますが、皆様いかがでしょうか。

(委員から、「異議なし」の声)

賃金室長 ありがとうございます。「異議なし」の声がございましたので、部会長に石岡委員、部会長代理に佐藤委員が選出されました。よろしくお願いをいたします。

それでは、以後の議事進行は石岡部会長をお願いいたします。よろしくお願いをいたします

7 議 題

(1) 青森県最低賃金の改正にあたっての意見陳述について

石岡部会長 議事に入ります前に、議事録署名者を指名したいと思います。労働者側から

は赤間委員、使用者側からは小笠原委員にお願いしたいと思います。よろしく
お願いします。

それではまず、本日は、意見陳述です。

青森県労働組合総連合様から意見陳述の申し出がありましたので、意見を聴
取することとします。

では、陳述人の方を席に案内してください。

(陳述人が着席)

陳述人

わたくし、生協コープあおもりの工藤と申します。専従をいたしております。
今日は貴重な時間をいただきありがとうございます。

では、陳述書を読まさせていただきます。

令和2年最低賃金改正にあたり、意見を申し述べます。

私は、正規職員、非正規職員が組織している労働組合の専従をしております。
本審議会をはじめ、関係各位のご尽力に敬意を表すものです。

昨年、最低賃金が前年より28円上がり、時給790円となりましたが首都圏
との格差が広がるばかりです。今年度の審議にあたりましても、最低賃金法第1
条の実現、憲法25条に規定される「健康で文化的な最低限度の生活を営む」事
ができる賃金の実現をめざし、精力的に審議を行ってくださるようお願いを申し
上げます。

命を脅かさずに暮らせるための最低賃金の大幅な改善が必要です。

わたくしは糖尿病を患っており医療費が毎月15,000円ぐらにかかっています。

また、うちの母親も同じく糖尿病で、2カ月に1度通院しておりますが、視力
がほとんど見えない状態で、通院もタクシーを使用しないといけない状態です。
医療費が生活費の大きな負担になっております。

また職場の非正規職員の方も糖尿病と高血圧で以前通院していましたが、現在
は通院していないそうです。その理由といたしまして、医療費が月10,000
円ほどかかり生活費にかかる医療費の負担が大きくなり通院できなくなったそう
です。このままでは失明、人工透析、足の切断など、日常生活に極めて大きな支障
をきたす状態に陥る可能性も生じております。

青森県の最低賃金では、健康保険料を払っても自己負担分が払えず保険証が役
に立たないという「社会保険制度」からの排除が起こり得ます。青森県は「短命
県返上」と言っておりますが、命をおびやかされずに暮らすためには、最低賃金
の大幅な引き上げが必要だと思っております。

また、県別のランク分けをやめて、全国一律の最低賃金にすることを要望しま
す。

全国労働組合総連合は東北6県をはじめ全国各地で「最低生計費試算調査」を
行っております。その結果、首都圏では「住居費」が高い一方で「交通費」は安
い。半面、青森県など地方では「住居費」は安いものの、公共交通機関が不便な
などの事情で自家用車を保有せざるを得ません。また、「住居費」と「交通費」が
相殺された生計費に差がなく、首都圏も地方も月だいたい25歳独身男性で22
~24万円とほぼ同じです。

最低賃金が最も高い東京では1,013円です。13年前の東京と青森の最低賃金の格差は時給にして時間あたり120円でしたが、現在は223円まで広がっております。地域別最低賃金が非正規労働者の賃金に大きな影響を与えております。最低賃金の格差は賃金の高い都市部に労働者が出ていくことを引き起こしております。人口減少が進み労働力不足が現実のものとなっている今日、賃金格差による労働力の流出を防がなくてはなりません。地方からの人口流出を止めるためにも賃金の格差を是正していくことを願っております。年収200万円未満の労働者が全体の4割を超えております。若者の貧困化が広がっております。

そのことにより結婚ができない若者が増え、出会いもなかなか作れないような状態の若者が増えております。

このことから全国一律の最低賃金にすることを要望します。

以上、最低賃金の理由を陳情させていただきます。

ありがとうございます。

石岡部会長 ありがとうございました。ただいまの意見に対しまして、委員の方々から何かご質問ありませんか。

赤間委員 ちょっとお聞きをしたいことが三つほどあります。参考までにお聞きしたいんですけど、生協さんは、店舗も構えて販売しているところの。

陳述人 わたくしは、県内はコープあおもりというのと県庁生協というのがあるんですけども、県庁生協のほうが主に店舗でして、私たちのコープあおもりのほうは、店舗は弘前2か所と八戸1か所あり、主に宅配事業や共済事業、店舗より主に宅配とかそのようなものを多めにやっております。

赤間委員 もし、店舗販売があるのであれば、今、巣ごもり需要とかでやっぱり他のところであれば、結構売り上げが上がっているとか、そういう話も聞くので、こちら辺がちょっとコロナの話と乖離している部分があると思うので。ホテルとかだったら別だけだね。ホームセンターさんとか生協さんみたいに店舗構えて、売っているところは、逆に仕事量が増えて大変だという話も聞いてたので、ちょっと参考にしたいと思って聞いてみました。業種が違うのであればいいです。

あと、同一労働同一賃金が、今、まもなくというか始まりますけれども、その動きは、やはりパートさんはあるんですか。

非正規のところの一部、手当とか、賃金が上がってるとか、そういうのってありますか。

陳述人 やっぱり、あの、正規とパートさんは、違いますね。要望書をいつも出してもらっても、結局、同じ仕事してるのになんで正規のほうは高くパートのほうは全然安いんだとよく言われます。

赤間委員 まだ対策はしていない。

陳述人 対策は、してるんですけれども、なかなかやっぱり経営のほうにもなりますし。

赤間委員 あと、もう一点なんですけど、今回、皆さん知ってるとおり、コロナの話でいろいろ雇用がなかなか脅かされてるとかってあるんですけど、この非正規の方で最低賃金のあたりの人は生協さんのところでは解雇になったりという事例は今のところあるんですか。

陳述人 解雇は今のところないです。ただ、やっぱり賃金とかの格差もありますし、他のもうちょっと高いところ。同じ仕事するんであれば、高いほうに流れることはあったりはします。

赤間委員 わかりました、ありがとうございました。

石岡部会長 他に何かありませんでしょうか。
ちなみに、生協さんのパートの最終的な時間給っていうのはおいくらなんですか。

陳述人 時間給ですか。820円ですね。

石岡部会長 他にご質問よろしいでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員から、特になし)

石岡部会長 それでは、工藤さん、今日はどうもありがとうございました。

陳述人 こちらこそ、ありがとうございました。

(2) その他

石岡部会長 それから次に、(2)「その他」ということですが、事務局から資料等の説明をしていただけますか。

賃金室長 はい、それでは資料の説明を簡単にさせていただきたいと思います。
お配りした資料には、うちの労働局のほうで作らせていただいた資料と、あと、別冊のものがございます。別冊のものは、7月10日に開催されました中賃の第2回目安小委員会の資料、それと、7月15日に開催されました第3回目安小委員会の資料がございます。

まず、会議次第の次についている資料ですが、名簿の次が今の陳述書でございます。続く、資料ナンバー3、ページとしては5ページから7ページまででござ

いますが、これが青森県における生活保護と最低賃金についての比較についての資料でございます。5ページが概要、6ページ、7ページはその詳細になります。

平成30年度的生活保護費のデータにより最低賃金と比較をしたというものでございます。

5ページをご覧くださいますと、生活保護費の月額が94,811円、最低賃金の月額が108,332円。ということで、比較をいたしますと、月額で13,521円、時間額の換算にいたしますと96円、最低賃金が上回っていたという結果になってございます。

また、この96円というのはですね、平成30年度データに基づく乖離額でございます。令和元年度に青森県最低賃金28円の上げがされておりますので、現状では最低賃金の方が96足す28ということで124円上回っているということで、現在、生活保護のほうが最賃を上回るというような乖離はない状況だということでございます。

最低賃金法第9条におきましては、最低賃金は3つの決定基準、つまり労働者の生計費、労働者の賃金の状況、さらには、企業の賃金支払能力、これを総合的に勘案して定めるといふこととされております。さらに「生計費」を考慮するに当たっては、生活保護水準との整合性に配慮するといふ規定がされたところでございます。そこで、毎年、最低賃金と生活保護費の比較を行って乖離がないか確認をしているというところでございます。

次の資料ナンバー4。ページとしては、8ページになりますが、こちらが春季賃上げ妥結状況でございます。上が全国、下が青森県ということでございますのでご確認いただければと思います。次の9ページにつきましては、人事委員会が公表をしております、「都道府県庁所在都市別 標準生計費」でございます。

次の資料の6。10ページ、11ページは、今度は「青森市の世帯人員数別の標準生計費」の資料になります。

で、資料7、12ページですが、これは今年、当然コロナのこととして県のサイト「新型コロナウイルス感染症対策総合サイト」というところからとりました青森県の新型コロナウイルス感染状況等の資料でございます。

続きまして、13ページの資料8でございますが、これは4月に実施されました青森県景気ウォッチャー調査の特別調査、新型コロナウイルス感染症による県内の景気への影響に関する調査ということでございます。

2番の調査期間を見ていただきますと、令和2年の4月1日から4月17日ということで、たしか、緊急事態宣言が出されたのが、16日だったかと思っておりますので、ちょうどその頃ということです。見ますと、次のページです。新型コロナウイルス感染症拡大による現在の景気への影響、この4月段階ですけれども、「非常に影響があった」、あるいは「どちらかといえば影響があった」との回答と合わせると87.9%ということで、9割近くが、影響があったというふうに答えております。

現在の数字ではないですけれども、あんまり変わってないか、減ってるということはいくらも考えづらいのかなというふうには思っております。詳しいことについては後をご覧くださいいただければと思います。

続きまして、別冊資料についてご説明をさせていただきます。

二つありますが、まず最初に、第2回の目安小委員会の配付資料でございます。

資料1から6まで。それと、参考資料ということで、これは、第1回の目安小委員会において委員の方から要望があった資料ということになってございます。

まず、資料1でございますが、今年の賃金改定状況調査ということでございます。

これの6ページ、7ページ。これが、いわゆる第4表といわれているものでございます。賃金の引上げ状況です。賃金の上昇率の表でございます。6ページの一番上、一番左に男女計の中の計のところですね。これを見ますと、全体では1.2%の上昇ということでございます。全ランク計が1.2%の上昇。昨年1.3%ということですので、わずかに減少したと。一方、青森県が属しておりますDランクにつきましては0.9%の上昇ということで、昨年は、1.9%でございましたので、昨年より低い上昇率ということになってございます。

昨年より上がったのがAランクとCランク。下がったのがBランクとDランク。昨年よりも上昇率が下がったということで、全体としてはわずかな減少となったということでございます。

次に、3枚めくりますと先ほど申し上げました、生活保護と最低賃金の比較、こちらは、全国版になります。これの下の方にページが打ってありますけれども、2ページのところをご覧くださいますと、これは最低賃金を加味した額ということでございますが、全ての都道府県において最低賃金が生活保護費を上回っているということになります。

一枚めくりまして、資料ナンバー3でございますが、これはランク別の未満率、影響率の表になります。用語の定義は、皆さんご存じだと思いますけれども、未満率というのは、最低賃金を改正する前に最低賃金を下回っている労働者の割合ということで、言ってみれば、法律違反の人ということです。最低賃金を払っていない人ということです。影響率というのは、最低賃金が上がった場合に影響を受ける人、要は、最低賃金が上がった場合時給を上げなければいけない人の割合ということでございます。

これをみますと、未満率というのは、中長期的にみると、上下はするんですけど、そんなに傾向が明らかに上がってますよとか下がってますよということはないんですが、影響率につきましては、年々上昇してきているという傾向にございます。まあ、最低賃金の上げ幅がここ数年大きいということもあってですね、大きくなっていると。影響率というのは当然、最低賃金が改定されることによって、ご自身の賃金額に影響を受ける人ということでございますので、影響率が年々上昇しているということは、最低賃金改定の及ぼす影響力が昔に比べると大きくなっているということで、最低賃金、セーフティーネットだと言われますけれども、その役割もより高くなっているということになるかと思えます。

次のページが、昨年度の都道府県ごとの未満率と影響率でございます。2ページのほうが、資料の出所としては最低賃金に関する基礎調査から出した数字。3ページのほうが、賃金構造基本統計調査から出した数字でございます。全国平均というのが一番右にございますが、基礎調査から出している影響率は16.3%。賃金構造基本統計調査から出した影響率は6%ということで、基礎調査のほうが高くなっているということですが、これはですね、もともと基礎調査の調査対象事業所というのが、賃金が低いと考えられる労働者の多いと考えられている業種、規模に絞られているということですね。

そういうことから、例えば金融業などは基礎調査の対象に入っていない、ということでございますので、どうしてもこちらのほうが影響率が高く出るということになります。基礎調査から出された表をご覧くださいますと、青森県は影響率14.2%だったと。去年の762円から790円に上がった時の影響率が14.2%だったということでございます。これ、左から右にランク順になっておりますけれども、福島県より右がDランクになります。福島、大分、山形、愛媛、島根、鳥取という、ここからこっちがDランクですけれども、Dランクの中で見ますと青森県は宮崎、岩手に次いで影響率が高いということでございます。全国的に一番高いのは神奈川で、これは影響率32%ということですので、非常に高いということでございます。

なお、本県の今年の「最低賃金に関する基礎調査結果」につきましては、先ほど部長からも挨拶がありました通り、現在、調査票の点検・集計作業中でございますので、今後の審議会で資料を提供させていただきたいというふうに思います。

次に一枚めくりますと、資料ナンバー4ということで、賃金分布に関する資料でございます。

資料の4の1から4の3までありますけれども、4の3、短時間労働者の分布をご覧くださいたいと思います。27ページ、この資料の27ページですね。下にページ数打ってございますけれども、27ページをご覧ください。これもランク順になっておりますので、東京からきているということですが、いわゆる短時間労働者の方の賃金の分布でございます。

まず、トップの東京を見ていただきますと、去年の賃構調査の数字でございますので、当時の最低賃金の額がここに載っています。だから、今より一つ前の最低賃金の額ということになります。東京ですと985円。東京(A)の(A)ってというのが目安のランクになります。縦軸が労働者の数、横軸が賃金の時給換算額ということになります。

東京を見ていただきますと、最低賃金額985円でございますが、人数のピークはですね、1,000円のところでしょうか、1,000円のところに山がきているということでございます。

ま、このように最低賃金額より少し高く、かつ、切りのいい額というところに、ピークがあるような感じ。他の神奈川であるとか、大阪、愛知・埼玉・千葉もですね、大体同様な傾向がみられるということでございます。

青森県は、39ページをご覧ください。えー、762円のところがピークということでございます。

Dランクの中で最賃額にピークがあるのは青森のほか、36ページの福島、38ページの岩手、鹿児島、それと39ページの秋田ですかね。ということですが、青森以外を見ていただくと、最賃額がピークなんですけれども、800円というところもですね、けっこう人数がいて、二つ山があるような感じになっております。これに比べまして、青森県はですね、762円がピークになっておりまして、これは、要は最低賃金額ぴったりの労働者が他県に比べて多いということになるかと思えます。

次にはですね、最新の経済指標の動向がございまして、これ、非常にボリュームもあるので、これは後でございましたら、ぜひご覧ください。で、普段はここ

で終わりなんですけれども、今年は、新型コロナウイルスが非常に影響を及ぼしているということから、資料ナンバー6といたしまして、新型コロナウイルス感染症関連資料というのがついてございます。内容につきましては、3つに分かれておりまして、まず最初に、感染症の発生状況、これが2ページ以降。さらに、6ページ以降に、コロナウイルスに関係する経済・雇用指標等。で、さらには、31ページ以降でございますが、政府の対策と実施状況というふうになってございます。

さらに、参考資料として中賃の目安小委員会の委員の方からの追加要望資料がございます。

まず最初に、第1回の目安小委員会において要望のあったものが34ページ分でございます。内容といたしましては後で見ただけであればと思いますが、高校卒の初任給の推移であるとか、都道府県別の求人の募集金額の表、さらに中小企業の支援策、あとは、先ほど見ていただいた資料ナンバー6以外のコロナ関係資料等となっております。

で、これが34ページあるのですが、そのあとに一番最後ですが、今度は第三回の目安に関する小委員会配布資料ということで、これも委員からの追加要望資料ということで、内容といたしましては、未来を拓くパートナーシップ構築推進会議に関する資料であるとか、下請Gメンのヒアリング資料等となっております。

部長のあいさつにもございましたけれども、中賃のほうの目安につきましては、なかなか目安小委員会も決着をしないで、今もたぶん、15時からまた再開ということになっているので、今も詰め協議が行われている状況でございますので、まだどうなっているということを申し上げられる状況にはなってございません。

その答申内容につきましては、次回7月29日の15時からこちらでまた行われる審議会におきまして伝達をさせていただきますので、ご了解願います。

事務局からの資料説明は以上でございます。

石岡部会長 ありがとうございます。今の資料の説明について、何か質問等はございませんか。

赤間委員 資料の中で、今までも出てきたんでしょうけど、地域別最低賃金の未満と影響率のところなんですけど、やっぱり基礎調査で見ると当然悪い数字になると思いますけど、この構造統計調査の、こっちのほうも5人から9人、小さい企業とところに限って影響率見てるんですね、注のところに書いてますけど、事業規模5人以上の民営です。

5人から9人の事業所については、企業規模が5人うんぬんって、これはあんまり大きいところに入ってないってことですよね。

賃金室長 入ってます。要は、以上ってことで1から4は入ってないよという意味です。この賃構のほうに関しては。

赤間委員 それでですね、39ページでしたっけ。このグラフですか、39ページの。こ

これは、構造統計調査のグラフなんですよ。

賃金室長 そうです、賃構の調査ですね。

赤間委員 これ、基礎調査のほうでグラフっていうのは、こういうはできないですか。

賃金室長 作ってないですね。

赤間委員 ものすごく高くなるでしょうね。

賃金室長 そうですね。やっぱり、基礎調査っていうのは業種と規模というのがかなり限定された調査でございますので。

赤間委員 となれば、影響率も未満率も逆にこの賃構のほう見たほうがいいんじゃないですか。未満率も1.3、影響14.2で大きいよって言うんじゃないで、あくまでもこのグラフで見るんだったら、この構造統計調査のほうで見ていったほうが、ちょっと望みのあるような審議にはなるんじゃないかなといつも思っています。

賃金室長 そうですね。基礎調査は先ほど言ったように絞られた方なので、例えば、14.2っていうからと言って、じゃあ、青森県の労働者の14.2%が最賃上がったからそれに引かかるんですかって言うと、そうではないですよって言うことなんですよ。

賃金室長 それこそ、その辺をわかってない方だと極端な話、労働者の人口かける14%かけて何万人に影響があるかって、とんでもない数字が出てきます。当然この中にも最初から最低賃金は問題にならないよねっていう業種規模のところは入ってないんですね。そこはやっぱり資料の使い方。委員の皆さんはご存じだと思いますけれども、やっぱりそういうところもご理解していただいた上で評価していただくっていうことは必要かと思います。全体の14.2%、青森県の14.2%の人がもう790円になったら大変なことになるということではないんだということでございますね。

赤間委員 よくそういう言われ方をするので。あくまでもそういう捉え方で審議は必要ですよ。

賃金室長 そうですね。逆に今度、賃構のほうは1人から4人の企業は入ってないわけで。どれが正しいとかじゃなくて、それぞれの統計調査の特徴を掴んでですね、それで数字を評価していただければというふうに思います。

赤間委員 あと、せっかくコロナウイルスの資料がこんなに世界のものがあるんだったら、

世界の最賃の順番でもあれば、とてもうれしいです。これも多分、日本、低いんでしょけど。分かりました。ありがとうございました。

賃金室長 はい。

赤間委員 あともう一つ、データとして次回までに調査できれば教えてほしいんですけど、今、青森の「旅行しましょうキャンペーン」みたいなのが始まっているじゃないですか。

賃金室長 GOTOキャンペーンのことですか。

赤間委員 GOTOではなくて。それこそ、青森県内だけの。

この前、ネットでとろうかなと思ったんだけど、午前中のうちにほとんど売り切れちゃって。今、第2弾、青森には9個ぐらいいい出ない2弾になってますけど。それがどれくらいけっこう売れてるのかっていう割合が。やっぱり、影響受けてるところは、ホームセンターとか巣ごもり商品のスーパーはけっこう伸びてるはずなんですよ。最低賃金でけっこうエッセンシャルワーカーでないけど、休めないような、店舗閉められないようなところは、けっこう需要があって増してるっていう話なんですけど。やっぱり、インバウンドはサービス業。ホテルとかだとけっこう影響あると思うんですよね。だから、そういう、今これから喚起するようなものがどれくらい組み込まれてるのかっていうデータが出てくれば。ちょっとはただ、コロナ、コロナで沈んでるんじゃないかってちょっといい影響もあるんじゃないかなと思ったので。これから、どれくらい売れてるのか、みんな行こうと思って、切符とってるんだみたいな、そういうデータがあれば、ぜひ示していただければちょっと望みが、明るいニュースもあるんだということで。揃えばいいです。お願いをしたいなと思っていました。

賃金室長 ありがとうございます。

石岡部会長 そしたら、一個だけ。資料4の26ページなんですけども。これ、一般労働者のグラフですよ。

賃金室長 はい。

石岡部会長 で、一般労働者のグラフなのに、762円ところにこれだけ集中してるっていうのは。

賃金室長 そうですね、ようは短時間労働者ではない人が一般ということなので、いわゆるフルタイムパートみたいなのもこっちに入ってくるんですよ。で、そういう人も入れるとこういう数字になると。ただ、こう三角形の形じゃなくて、他はなんとなく山みたいな形になっているということですが、やっぱり青森とか秋田は

ですね、他と比べると他はだいたい普通の山みたいな感じですけど、青森とか秋田とか見ますと、やっぱり最賃のところにピークが来ているということになっています。

石岡部会長 これは、フルタイムパートっていうのはよく事業所を見ているからあれだけでも、要するに労働時間が限られてない人は、全部この一般労働者に入ると。

賃金室長 そうですね。短時間労働者というのが、通常の労働者に対してある程度労働時間が短い方ということなので、労働時間が長いパートさんは、一般労働者とあんまり変わらないぐらいの人がこちらに入ってくると。

石岡部会長 この山もすごい高いですね。

賃金室長 そうですね。当然、一般労働者でもここの762円にピークがあるわけですから、短時間労働者はますますその傾向が高いので、全体の表っていうのが、これ13ページにございますけれども、一般労働者と短時間労働者を足した数見てもですね、やっぱり、762円が多くて、次の山である800円のところは五千何百人ということで、ようは二山目との差もかなり大きい。

秋田谷委員 あの、ちょっと関連して。

賃金室長 はい。

秋田谷委員 今回の26ページ。762円のところにピークがあるということですので、先ほどどこのページかちょっとメモしてなかったんですけども、実質の募集賃金が八百いくらっていうような記載がどこかにあったと思うんですけども。これは、あの、見方としては実質の募集賃金は上がっているけれども、既存の、要はフルタイムパートとか短時間のパートの人の賃金は上がっていないというちょっと矛盾した状況に。

賃金室長 そうですね。やっぱり最低賃金額に張り付いてる方もまだまだ多いと。今、委員からお話の合ったやつは、この参考資料のたぶん4ページのパートタイム労働者の一求人票当たりの募集賃金平均額の表だったかと思いますので、ほかの委員の方も確認していただければと思います。

参考資料のインデックスがついているところの4ページ目です。

赤間委員 グラフです。

賃金室長 グラフのほうでしたか。

あの、求人金額ということだったので、そこはこの表になるということですよ。

ので。これが、平均と下限ということで一応表がついていると。

秋田谷委員 ありがとうございました。

賃金室長 はい。

赤間委員 もう一つ、参考までに分かればいいですけど、今の助成金って結構企業の申請
ってあるものなんですか、休業に対する。それはここではやっぱりわからないで
すか。

賃金室長 それは雇調金の話ですか。それとも、休業支援金。

赤間委員 支援金です。

賃金室長 休業支援金のほうについては、まだ一週間かそれくらいしか受付から経って
おりませんし、基本的には。

基準部長 もともと受付がセンターのほうで受け付けるので。

賃金室長 そうですね。

基準部長 で、そこで精査した後にこちらに来るので。

赤間委員 やっぱり、会社が申請してくれないというのがけっこうあるので。

賃金室長 それは雇調金のほうですね。会社が申請するのは。休業支援金のほうは雇調金
もらえないよって人が、労働者が直接請求していただくほうの助成金というこ
とになります。

赤間委員 小笠原さん、今回、第4表の話しないんですか。第4表あがってますけど、4
表の話とかいいんですか。

小笠原委員 いいです。

赤間委員 いいんですか。

石岡部会長 他にご質問等はございませんか。よろしいですか。

(委員から、特になし)

石岡部会長　　では、資料の説明は以上で終わりにして、ほかに事務局から何かございますか。

賃金室長　　はい。産別の最賃の日程についてでございます。先週までにですね、皆様からは日程の確認のほうさせていただきました。今、日程の調整中でございます。

一応、事務局の案といたしまして、来週29日の第2回の審議会におきまして事務局案をお示しさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まあ、各委員、皆さん、お忙しいのですよね、なかなか皆さん出席される日が揃わないということでございますが、ご苦勞おかけしますけれども何卒よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

石岡部会長　　はい。その他、皆様から何かございませぬか。
よろしいですかね。

(委員から、特になし)

8 閉 会

石岡部会長　　はい、それでは本日の専門部会、部会としては、以上で終了としたいと思います。よろしいでしょうか。

何か中賃の情報はありますか。

賃金室長　　中賃の日は、皆さんご存じだと思うんですけども、本来ですと20日月曜日の15時半から、第4回の目安小委員会で、一応決着をするという予定だったんですが、これが夜中の11時に一回休止となって、昨日の今度は夕方6時から始まったんですけど、それも今朝の9時くらいまでやったんですけども、またそこで一回散会となって、先ほど、今日の15時からまたやっているということでございます。で、一応、今日中に目安小委員会の結論をいただいて、引き続き中賃本審を開催して答申という流れだそうですね。ちょっと、今までにない異例な状況になっておりますので、まだ状況がどうなるかということをお示しできないことをお許しいただきたいと思います。

石岡部会長　　はい、それでは専門部会第1回の会議は、これで終了ということにしたいと思います。次回からまた熱い、熱い議論が出ることになると思いますが、なんとかよろしくご協力お願ひしたいと思います。それでは、どうも今日はお疲れさまでした。